

## 入札説明書

大石田小学校（主体）建築工事に係る入札公告に基づく一般競争入札（条件付）について、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

### 1 入札参加資格

- (1) 「大石田町建設工事等請負業者指名停止要綱（昭和58年要綱第1号）に基づく指名停止措置を受けていないこと」とは、入札参加資格確認日（申請書の提出期限の日）から入札執行日までの期間において、指名停止措置を受けていないことをいう。
- (2) 公告で指定された期限までに申請書及び確認資料を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

### 2 入札手続き等

- (1) 申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された申請書及び資料は無断で使用しない。
- (3) 申請書及び確認資料の提出は、公告で指定された提出場所へ持参することにより行うものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (4) 提出期限以降における申請書又は確認資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 入札参加資格の確認のため、必要な資料の追加提出を求めることがある。

### 3 施工実績

- (1) 記載する同種工事の施工実績の件数は1件とする。なお、元請として施工した実績に限る。（企業体の構成員にあっては、その出資比率が20パーセント以上であった者に限る。）
- (2) 国（独立行政法人、国立大学法人、事業を含む。）、都道府県（企業局、公社を含む。）、市町村（一部事務組合等、公社を含む。）、公立大学法人、学校法人、土地区画整地組合、公益民間企業が発注した工事を対象とする。

なお、公益民間企業とは、CORINS登録の『大分類』で「公益民間企業」に分類され、『中分類』の「その他」を除く機関（電力会社、ガス会社、電信電話会社、JR、鉄道、石油備蓄会社、その他公益企業第3セクター、（東、中、西）日本高速道路株式会社、旧日本道路公団、（首都、阪神、本州四国連絡橋）高速道路株式会社、PFI事業者等）とする。

- (3) 工事の施工実績については、平成22年4月以降（（注）過去15年間とする。）に受注し、入札参加資格申請日までに完成し、引渡しが完了しているものに限る。
- (4) 大石田町発注工事以外の施工実績については、記載した工事に係る工事実績証明書又は証明できるもの（契約書の写し及び工事概要のわかる仕様書等の写し等）を提出すること。

ただし、該当工事が財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合は、当該工事実績カルテの写しの提出により、工事実績証明書等に代えることができる。

- (5) 同種工事等の条件は、令和6年国土交通省告示第8号別添二による建築物の類型一から十二に該当する鉄筋コンクリート造（鉄骨鉄筋コンクリート造を含む。）の建築物で延べ床面積2,500m<sup>2</sup>以上の建築主体工事（増改築工事を含む。）とする。

#### 4 配置予定技術者

- (1) 配置予定技術者で「1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること」とは、建築工事一式工事に関し、1級建築施工管理技士と同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者をいう。
- (2) 配置予定の技術者は、原則として変更できないこと。  
この工事の契約時において、配置予定の技術者を配置できないときは、真にやむを得ない事由により技術者の変更を認める場合を除き、契約を締結しない。
- (3) 配置予定の技術者は、複数の候補技術者を記載することができる。
- (4) 同一の技術者について、重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより、配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、直ちに当該工事に係る申請書の取り下げ、又は入札の辞退を行うこと。
- (5) 確認資料の配置予定の技術者の施工経験における職名は、現場代理人もしくは主任技術者又は監理技術者の職名を記載すること。
- (6) 配置予定の技術者は、入札参加資格の確認申請日において、専任を要するどの工事にも主任（監理）技術者として配置されていないこと。ただし、この工事の契約時までに、当該技術者が配置されている工事の完成及び引渡しが完了する見込みである場合は、この限りでない。

#### 5 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格の確認は、申請書及び確認資料の提出期限の日を基準日として行うものとし、その結果は令和7年5月16日（金）までに通知する。

#### 6 入札参加資格がないと認められた理由の説明要求等

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、任意の書面により、その理由の詳細説明を求めることができる。
- ① 提出期限 令和7年5月21日（水）午後4時まで  
② 提出場所 大石田町役場内 大石田町教育委員会  
教育文化課学校教育グループ 電話番号 0237-35-2111  
③ 提出方法 書面の提出は持参によるものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (2) 説明要求があった場合には、令和7年5月27日（火）までに、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

## 7 設計図書の閲覧

設計図書の閲覧等については、次により実施する。

### (1) 設計図書一覧

- ① 補足説明書
- ② 大石田小学校（主体）建築工事設計内訳書（金抜）
- ③ 仕様書及び図面

### (2) 実施期間等

- ① 期 間 令和7年4月16日から入札執行日の前日まで  
(大石田町の休日を定める条例（平成元年条例第17号）に規定する町の休日（以下「町の休日」という。）を除く。)
- ② 時 間 午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- ③ 受付場所 大石田町役場内 大石田町教育委員会  
教育文化課学校教育グループ 電話番号 0237-35-2111  
Mail : kyoikuso@town.oishida.yamagata.jp

### (3) 実施方法等

電子閲覧にて実施する。

※7 (2) ③に記載の場所に、「設計図書等電子閲覧申込書」を持参又は電子メールにて提出すること。以降、申込書に記載しているアドレスに設計図書（PDFデータ）を送信する。

## 8 設計図書等に対する質問

- (1) 入札参加者は、設計図書及び入札説明書に対する質問があるときは、次により質問書を提出することができる。

- ① 期 間 令和7年4月23日（水）から令和7年5月14日（水）正午まで
- ② 時 間 午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- ③ 提出先 7 (2) ③に記載の場所 (kyoikuso@town.oishida.yamagata.jp)
- ④ 方 法 所定の様式により、持参又は電子メールにて提出すること。

- (2) 質問に対する回答は、入札参加者に通知するとともに、次により閲覧する。

- ① 期 間 令和7年5月21日（水）から令和7年5月28日（水）まで  
(町の休日を除く。)
- ② 時 間 午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- ③ 場 所 7 (2) ③に記載の場所

## 9 入札の延期、中止等

- (1) 天災、地変等により入札の執行が困難と認められるときは、入札を延期、中止又は取り止めることがある。
- (2) 正常かつ公平な入札の執行が困難と認められるときその他のやむを得ない事由が生じたときは、入札を延期、中止、又は取り止めることがある。

## 10 入札及び開札

- (1) 入札参加申込み及び入札参加資格確認の結果、入札に参加する資格を有すると認められた者（入札参加書）が1者以上あるときは入札を実施する。
- (2) 入札は、入札書を持参することにより行うものとする。
- (3) 入札に当たっては、入札参加資格を有することが確認された旨の通知書の写しを持参すること。
- (4) 入札は1回とする。
- (5) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書を提出すること。なお、提出された積算内訳書は返却しない。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 入札書記載金額が最低制限価格の設定金額未満の場合は失格とする。
- (8) 入札参加者は、入札時に誓約書（別紙様式）を提出すること。
- (9) 入札参加者は、あらかじめ委任状を提出していない代理人をして入札させる時は、その委任状を持参させなければならない。
- (10) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (11) 入札参加者の連合、その他の理由により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがあることがある。
- (12) 入札をした者は、入札後、現場の状況、契約条項又は入札条件等の不明を理由として異議を申し立てることができない。
- (13) 落札者は、予約完結権を他に譲渡することができない。
- (14) 次に掲げる入札は無効とし、無効の入札を行ったものを落札者としていたときは落札決定を取り消す。
  - ① 入札公告に示した入札参加資格のない者のした入札
  - ② 申請書に虚偽の記載をした者の入札
  - ③ 委任状を持参しない代理人のした入札
  - ④ 記名押印をしていない入札
  - ⑤ 金額を訂正した入札

- ⑥ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一工事の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ⑨ 積算内訳書の提出のない入札
- ⑩ 提出された積算内訳書の記載内容等を確認した結果、適正に積算が行われていないことが明らかになったときにおけるその者のした入札
- ⑪ 公正かつ正常な入札の執行を妨げる行為をした者の入札

## 11 落札者の決定方法

- (1) 予定価格と最低制限価格の範囲内で最低価格の入札者を落札者とする。
- (2) 積算内訳書に不正又は不正の疑いがあるときは、調査のうえで落札するか否かを決定する。
- (3) 落札決定の時まで入札参加資格を満たさなくなった者は落札者としない。
- (4) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札に關係のない大石田町職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

## 12 その他

- (1) 保証契約に基づいて前払金を支払う。
- (2) 申請書又は確認資料に虚偽の記載をした場合又は入札に際して積算内枠所の」提出がない場合においては、大石田町建設工事等請負業者指名停止要綱に基づく指名停止措置を行うことがある。
- (3) 調査基準価格を下回る価格で落札し契約を締結した者に対しては、工事完了後に工事費用等に関する調査を行うことがある。この場合、当該契約締結者はこの調査に協力しなければならない。
- (4) 本件は、大石田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、町議会の議決に付さなければならない工事であるため、町議会の議決を得た後に本契約を締結する。なお、本件の落札決定後、町議会の議決を得るまでの間に大石田町建設工事等請負業者指名停止要綱に基づく指名停止を受けた場合については、落札決定を取り消し、仮契約を解除する。
- (5) 入札に当たっては、入札公告、入札説明書（本書）、設計図書の記載内容を了承し、大石田町建設工事契約約款及び大石田町財務規則等関係法令を遵守するものとする。
- (6) 中小受託事業者の活用には、大石田町内の業者を優先して活用するものとする。
- (7) 本工事は、週休2日試行工事の対象工事であり、入札公告に示した予定価格は「4週8休」を見込んだ補正を行った金額である。入札に当たっては、「4週8休」の実施予定の有無に関わらず、「4週8休」の実施を前提とした積算により応札す

ることとする。なお、工事着手前日までに週休 2 日の実施の意向について、書面で監督員と協議を行うこと。また、施工後に休日の達成状況を確認後、「4 週 8 休」に満たない場合は、その達成状況に応じて補正係数を見直し、請負代金額を減額変更するものとする。

### 13 提出書類

- (1) 大石田町建設工事等一般競争入札（条件付）実施要綱（令和 3 年要綱第 27 号）  
第 7 条第 1 項に定める書類及び大石田小学校（主体）建築工事に係る条件付一般競争入札に参加しようとする特定建設工事企業体の資格審査基準要領の第 8 条に定める書類
- (2) 雇用関係を証明する書類（保険証等の写しなど）